

確認方法書 (宣言書)

****年 **月 **日

一般財団法人 電気安全環境研究所
理事長 殿

郵便番号 123-4567
住 所 東京都千代田区秋葉町 1-2-3 秋葉第一ビル 9F
法 人 名 ABCDE株式会社
代表者名 ○○○○ 代表取締役社長
担当部署 設計課
責 任 者 △△△△

弊社は、製造工場(QRSTU株式会社)
において、添付している品質管理システム登録書

ISO9001(登録証番号: CISO_0001289)
に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第 4 号に定める確認方法書に記載されて
いる内容(組織及び責任と権限、工事設計合致義務を履行するための管理方法、特定無線設備の検査、測定
器その他の設備の管理及びその他の事項)の書類の整備を実施しています。

今回申請する無線設備(型式又は名称: BTFH-SUPER500)
も同様の品質マネジメントシステムで生産します。

関連する法律条文

(工事設計合致義務等)

第三十八条の二十五登録証明機関による工事設計認証を受けた者(以下「認証取扱業者」という。)は、当該工事設計認証に係る工
事設計(以下「認証工事設計」という。)に基づく特定無線設備を取り扱う場合においては、当該特定無線設備を当該認証工事設計に
合致するようにしなければならない。

2 認証取扱業者は、工事設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の特定無線設備について検査を行い、総務省令で
定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(工事設計合致義務等)

第三十八条の三十四届出業者は、前条第三項の規定による届出に係る工事設計(以下単に「届出工事設計」という。)に基づく特別
特定無線設備を製造し、又は輸入する場合においては、当該特別特定無線設備を当該届出工事設計に合致するようにしなければな
らない。

2 届出業者は、前条第三項の規定による届出に係る確認の方法に従い、その製造又は輸入に係る前項の特別特定無線設備について検
査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。